

一関地区広域行政組合地域 循環型社会形成推進地域計画

一関市

平泉町

一関地区広域行政組合

令和 2 年11月13日

令和 3 年 9 月10日変更

令和 3 年12月28日変更

令和 4 年12月14日変更

令和 5 年12月12日変更

令和 6 年12月20日変更

目 次

	Page
1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域.....	1
(2) 計画期間.....	2
(3) 基本的な方向.....	2
(4) 広域化の検討状況.....	2
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容.....	2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	4
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	4
(2) 一般廃棄物等の処理の目標.....	5
3 施策の内容.....	8
(1) 発生抑制、再使用の推進.....	8
(2) 処理体制.....	10
(3) 処理施設の整備.....	12
(4) 施設整備に係る計画支援に関するもの.....	12
(5) その他の施策.....	13
4 計画のフォローアップと事後評価.....	14
(1) 計画のフォローアップ.....	14
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	14
添付書類.....	15
様式1.....	16
様式2.....	18
【参考資料様式1】.....	19
【参考資料様式2】.....	20
【参考資料様式4】.....	21
【参考資料様式7】.....	22
添付資料1 対象地域図.....	23
添付資料2 分別区分説明資料.....	24
添付資料3 目標の設定に関するグラフ等.....	25

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 一関市及び平泉町
 面積 1,319.81 km²
 人口 121,851 人（令和2年3月31日現在）
 （内訳）

市町村名	一関市	平泉町
面積（km ² ）	1,256.42	63.39
人口（人）	114,438	7,413



図1-1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

平成27年度に策定された「一関市総合計画 前期基本計画」では、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進や効率的な廃棄物処理システムの確立、環境自治体のシステムづくりを実施していくこととしている。

平成24年度に策定された「平泉町環境基本計画」では、歴史的文化遺産の世界遺産登録による観光客の増加が見込まれており、これに伴い、ごみ排出量の増加が懸念されることから、さらなるごみの減量化に向けて全町的に取り組み、ごみの少ない平泉町のPRを推進していくこととしている。

このことから、本計画のごみ処理の基本的な方向としては、積極的に発生抑制・再使用の取組を強化し、環境に配慮してごみの適正処理を行うとともに、エネルギー回収を推進し、災害に備えた地域の防災拠点として強靱な廃棄物処理施設の整備・維持を進めることにより、循環型社会の確立を目指すものとする。

(4) 広域化の検討状況

岩手県では、平成11年3月に策定した「岩手県ごみ処理広域化計画」及び平成30年3月に策定した「岩手県ごみ処理広域化指針」に基づき、県内を6つのブロックに区分し、ブロック毎にごみ処理広域化を推進する指針を示した。

本地域は奥州市、金ケ崎町地域と共に県南ブロックと位置づけられており、平成15年7月に県南ブロックにおけるごみ処理広域化を検討する組織として「県南地区ごみ処理広域化検討協議会」を設置し、ごみの広域処理方針について検討を重ねてきた。

平成25年11月に策定された「県南地区ごみ処理基本構想」では、焼却（溶融）処理施設の整備方針として、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質により、ごみ処理や施設建設への影響が懸念されること、災害時、事故時等のリスク分散や相互支援の優位性などを踏まえ、当面の対応として2施設体制（一関市、平泉町地域と奥州市、金ケ崎町地域に各1か所）とし、計画的に施設整備を推進していくこととしており、2施設体制のあり方については、放射線問題、人口の減少その他社会情勢の変化等に応じ、引き続き必要な検討を行なっていくものとしている。また、最終処分場のあり方については、住民の放射性物質による汚染に対する不安から、地域間の廃棄物の運搬に強い不安や懸念があり、そうした状況を踏まえると、一関市・平泉町地域と奥州市・金ケ崎町地域間での廃棄物の運搬は実質的に困難であると考えられるため、1施設への集約化を避け2施設体制とすることで地域内で一定の余裕を持った施設の確保、被災時などの柔軟な対応、処理の連携を図ることとしている。

また、リサイクル施設に関しては、すぐにでも広域化に取り組める品目はあるものの、今後とも継続して検討が必要な事項もあることから、現段階においては、現行の処理体制を継続することとした。その後、令和元年9月に設置した一関市、平泉町及び一関地区広域行政組合により構成する一般廃棄物処理施設整備検討委員会において検討を進め、管内に2つあるリサイクル施設を、新たに整備を計画している焼却処理施設の敷地に統合整備する方針とした。

本地域にかかる整備スケジュールとしては、焼却施設とリサイクル施設は、一関清掃センターと大東清掃センターのごみ焼却施設を統合した新たなごみ焼却施設と一関清掃センターリサイクルプラザ

と大東清掃センター粗大ごみ処理施設を統合した新たなリサイクル施設は、令和12年度を目途に稼働開始を目指し、新たな最終処分場は、舞川清掃センター、花泉清掃センター、東山清掃センターのいずれも、残余容量が逼迫しつつあることから、令和9年度の供用開始を目指すこととしている。

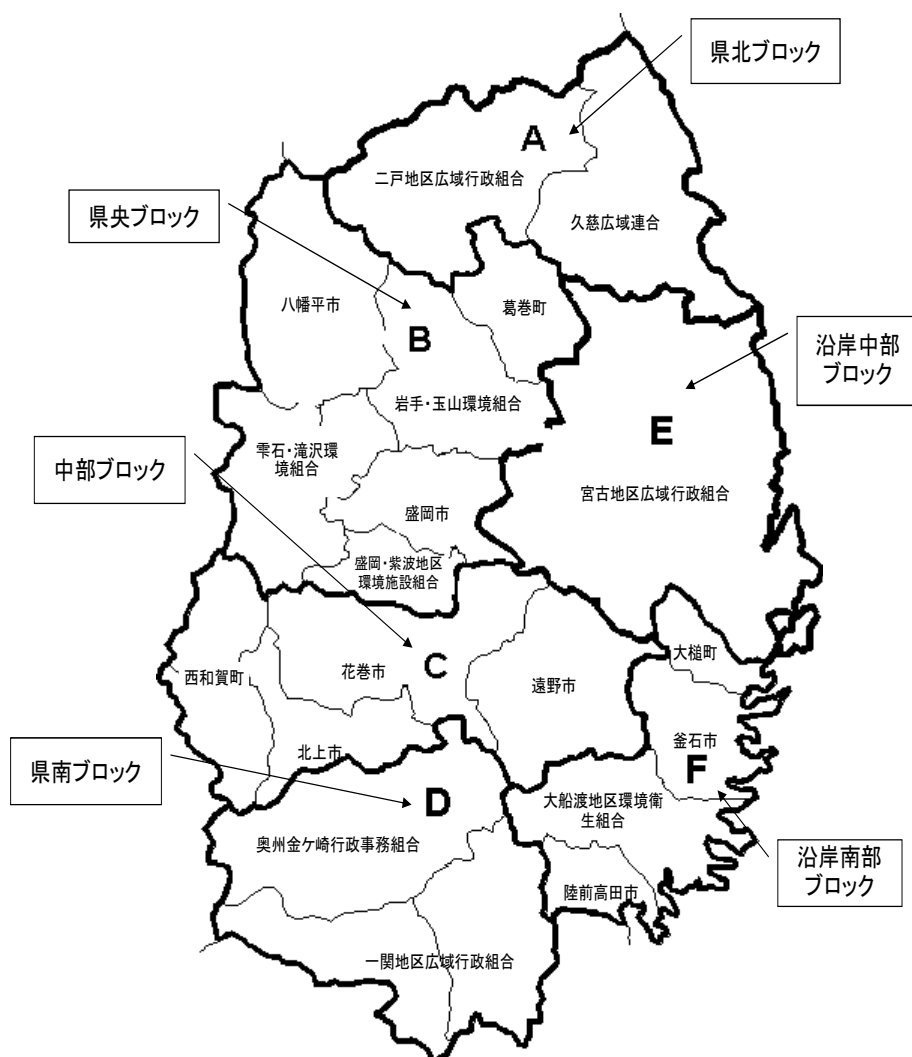


図1-2 岩手県広域化ブロック

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また、認定プラスチック使用製品を使用するよう啓発・情報提供を行う。

プラスチック資源は当面の間、現行の取扱いを継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2-1のとおりである。

なお、各焼却施設では、温水の場内利用を行っている。

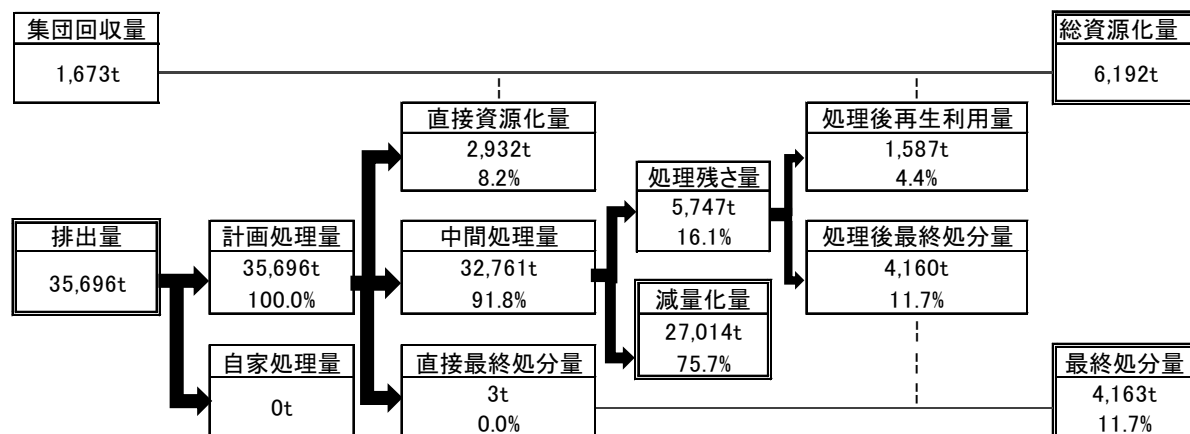
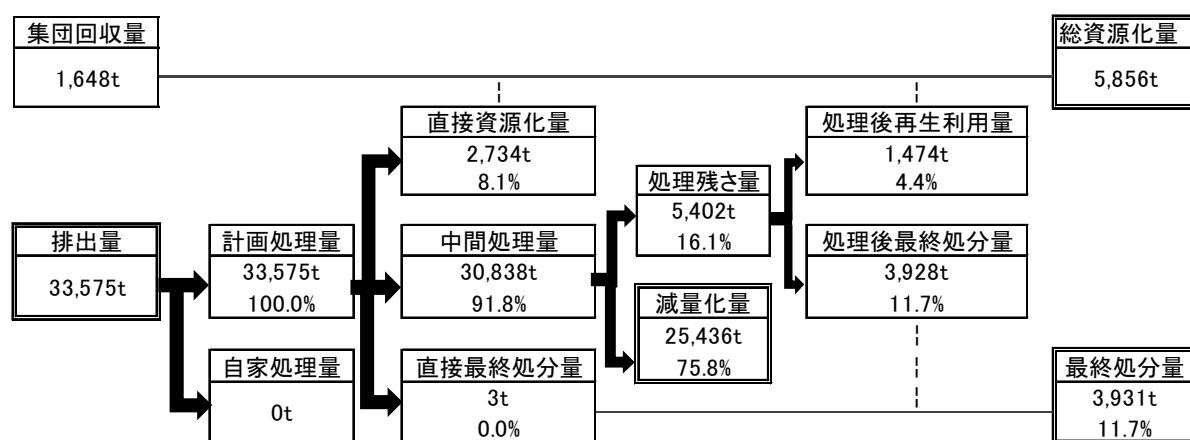
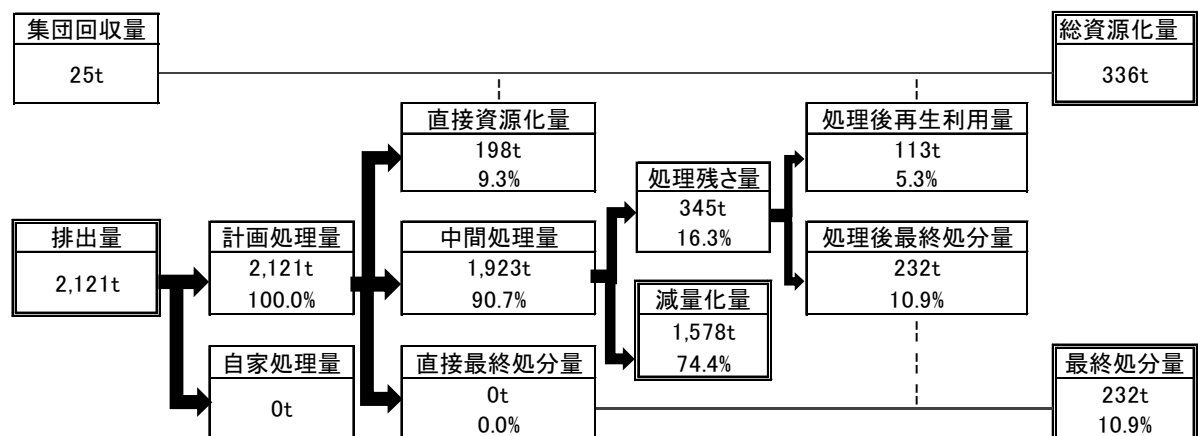


図2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度）



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

＜参考＞ 一関市の一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度）



(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2-1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標			現状（割合 ^{※1} ） （令和元年度）	目標（割合 ^{※1} ） （令和9年度）
排出量	事業系	総排出量	9,861 トン	8,253 トン （ -16.3%）
		1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.65 トン/事務所	1.43 トン/事務所 （ -13.3%）
	生活系	総排出量	25,835 トン	21,690 トン （ -16.0%）
		1 人当たりの排出量 ^{※3}	188 kg/人	177 kg/人 （ -5.9%）
	合計	事業系生活系排出量合計	35,696 トン	29,943 トン （ -16.1%）
再生利用量	直接資源化量		2,932 トン （ 8.2%）	2,619 トン （ 8.7%）
	総資源化量		6,192 トン （ 16.6%）	5,422 トン （ 17.3%）
エネルギー回収量	エネルギー回収量 （年間の発電電力量及び熱利用量）		—	10,974 MWh 7,388 GJ
	埋立最終処分量		4,163 トン （ 11.7%）	2,928 トン （ 9.8%）

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合

※2 $(1 \text{ 事業所当たりの排出量}) = \{(\text{事業系ごみの総排出量}) - (\text{事業系ごみの資源ごみ量})\} / (\text{事業所数})$

※3 $(1 \text{ 人当たりの排出量}) = \{(\text{生活系ごみの総排出量}) - (\text{生活系ごみの資源ごみ量})\} / (\text{人口})$

《用語の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総 資 源 化 量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残渣量の差〔単位：トン〕

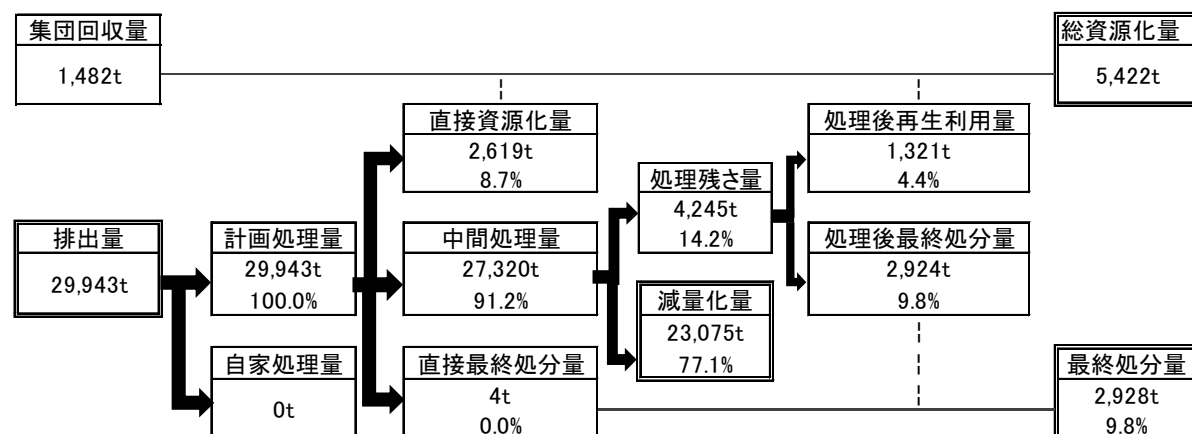
最 終 処 分 量：埋立処分された量〔単位：トン〕

<参考> 一関市の減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標			現状 (割合※ ¹) (令和元年度)	目標 (割合※ ¹) (令和9年度)
排出量	事業系	総排出量	9,297 トン	7,776 トン (-16.4%)
		1 事業所当たりの排出量※ ²	1.68 トン/事務所	1.46 トン/事務所 (-13.1%)
	生活系	総排出量	24,278 トン	20,389 トン (-16.0%)
		1 人当たりの排出量※ ³	188 kg/人	177 kg/人 (-5.9%)
	合計	事業系生活系排出量合計	33,575 トン	28,165 トン (-16.1%)
再生利用量	直接資源化量		2,734 トン (8.1%)	2,445 トン (8.7%)
	総資源化量		5,856 トン (16.6%)	5,130 トン (17.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)		—	10,325 MWh 6,951 GJ
最終処分量	埋立最終処分量		3,931 トン (11.7%)	2,780 トン (9.9%)

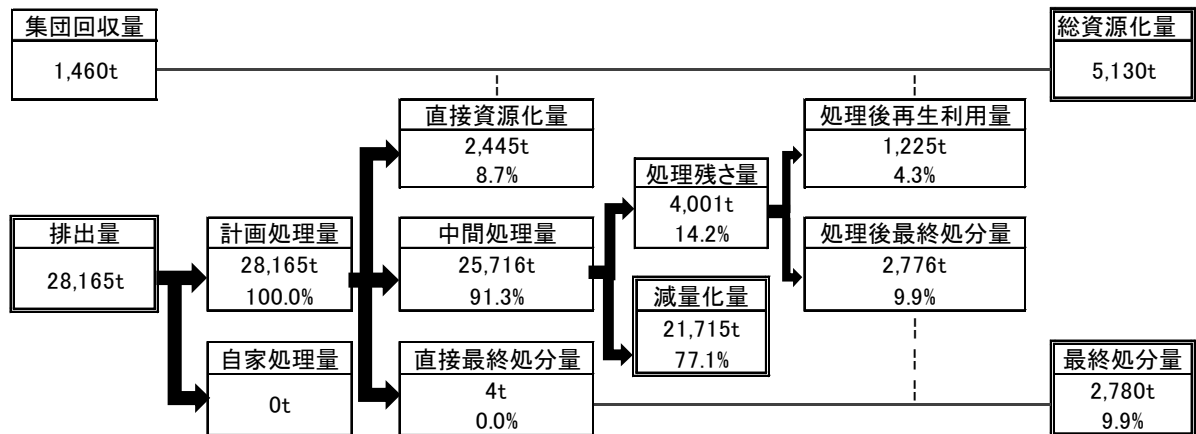
<参考> 平泉町の減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標			現状 (割合※ ¹) (令和元年度)	目標 (割合※ ¹) (令和9年度)
排出量	事業系	総排出量	564 トン	477 トン (-15.4%)
		1 事業所当たりの排出量※ ²	1.28 トン/事務所	1.08 トン/事務所 (-15.6%)
	生活系	総排出量	1,557 トン	1,301 トン (-16.4%)
		1 人当たりの排出量※ ³	186 kg/人	174 kg/人 (-6.5%)
	合計	事業系生活系排出量合計	2,121 トン	1,778 トン (-16.2%)
再生利用量	直接資源化量		198 トン (9.3%)	174 トン (9.8%)
	総資源化量		336 トン (15.7%)	292 トン (16.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)		—	649 MWh 437 GJ
最終処分量	埋立最終処分量		232 トン (10.9%)	148 トン (8.3%)

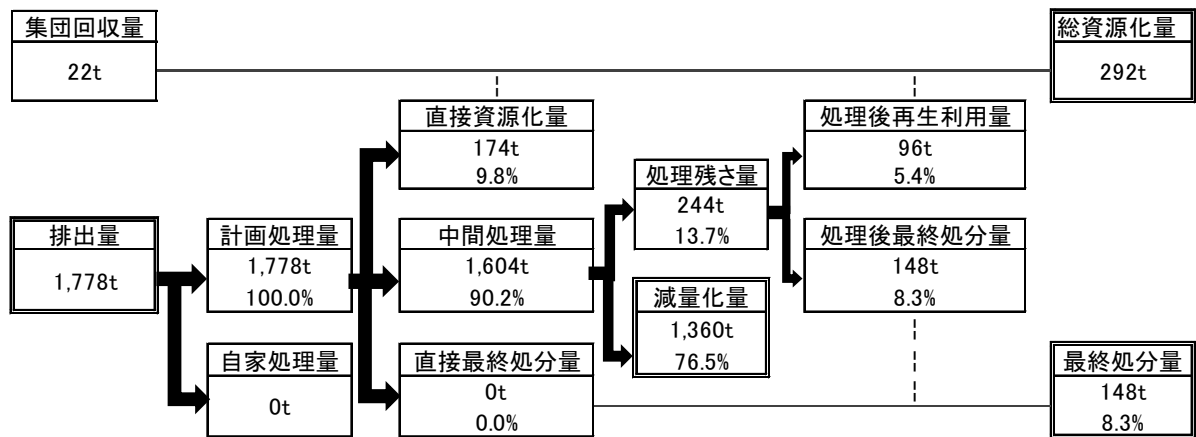


※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2-2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和9年度)



＜参考＞ 一関市の目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和9年度）



＜参考＞ 平泉町の目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和9年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

組合と構成市町では、「一般廃棄物処理基本計画」などにに基づき、ごみの発生抑制、再使用のための取り組みを推進してきた。

ごみの発生抑制、再使用の推進のためには、積極的な普及啓発や広報活動により、一人ひとりの意識の向上を図る必要がある。併せて、住民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を理解し、連携・協力を進めていくことが大切である。

今後、更なる発生抑制、再使用を推進するために、これまでの取組を強化するとともに、新たな事業の取組について検討する。

主な施策は次のとおりである。

ア 環境教育・意識啓発

構成市町では、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において廃棄物処理施設の見学などを通じた環境教育に積極的に取組む。

保育所、幼稚園、小中学校などの教育現場における学乳紙容器リサイクルやリサイクル製品の提供などを通じて子どもたちの廃棄物減量化や環境美化に対する意識を育てる。

また、広報、ホームページなどを活用した適正処理及び減量化の取組を促進する。

イ 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみについては、事業者の責任において資源化・適正処理・処分することが原則である。事業系ごみの処理について、処理費用を勘案した手数料の見直しなどにより適切な経済的インセンティブを与えるとともに、事業者に対する減量化計画の策定指導を徹底するなど、計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じる。

廃棄物処理施設における展開検査は事業系ごみの削減、発生抑制・資源化への誘導を図る上で非常に有効な手段であり、事業所への立ち入り検査なども含めて事業者への直接指導を推進する。

ウ 容器包装廃棄物の発生抑制・資源化の推進

住民、販売事業者、行政の連携・協働による地域レベルでのレジ袋の撤廃、使い捨て容器の使用抑制、過剰包装の抑制、リターナブル容器の利用促進に向けた方策について検討するとともに、住民、販売事業者に対する普及・啓発に努める。また、店頭回収や行政の分別収集を利用して容器包装廃棄物のリサイクルを推進する。

エ リターナブル容器の利用促進

リユースの普及を図る観点から、地域においてリターナブルびんの利用・返却・再利用の促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努める。その他のリターナブル容器についても、利用促進のため、事業者や住民への呼びかけに努める。

オ 環境物品等の使用促進

組合及び構成市町において、グリーン購入・グリーン契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。

カ 資源の分別

資源を効率的に回収し、円滑に資源化する手法として資源の分別がある。資源化の効果が高く、住民にも定着していることから、今後も継続、拡充を図る。

また、法制度やリサイクル環境の変化に応じて、今後新たな分別品目の検討を行う。

キ 中間処理後の資源物回収

組合では、一関清掃センターリサイクルプラザ施設及び大東清掃センター粗大ごみ処理施設を整備し資源ごみも併せて処理し資源化している。

中間処理後の資源物回収についても資源化効果が高く、今後も継続を図りつつ、新たな施設を整備する。

ク 分別収集の継続

生活系ごみの分別収集は、基本的には今後とも現状の収集形態で積極的に取り組むものとし、資源化のための分別収集の周知、啓発を図り、資源ごみの適正排出により不適物の混入を抑制し、資源化量の増加、ごみ減量化を推進する。

また、ごみ収集カレンダー、ごみの分け方出し方チラシ、ごみ分別アプリを効果的に利用し、排出指導、啓発活動を行う。

ケ リサイクル施設活用の継続

生活系ごみのうち、燃やせないごみ、紙類を除く資源ごみは、一関清掃センターリサイクルプラザ施設及び大東清掃センター粗大ごみ処理施設において、中間処理による資源化を推進しつつ、新たな施設を整備する。

コ 適正処理の推進

廃棄物処理法、岩手県条例による野外焼却の規制に基づき、燃やすごみについて適正処理を推進する。

サ 排出方法の周知

一時的に多量排出されるごみの排出方法に関する周知・啓発について、今後、研究・検討を進める。

また、処理困難物について、処理状況の把握に努めながら、情報提供と啓発、周知を図る。

シ 事業系ごみの適正排出の推進

生活系ごみに準じた分別方法による資源化を促進する。また、ごみ集積所への排出があると推測されることから、状況把握に努めながら、適正排出に関して啓発、周知の徹底、減量化を促進する。

事業系ごみの適正処理の促進を図るための研究・検討を行う。また、県関係機関と協力し、一般廃棄物と産業廃棄物の分別に関する啓発、産業廃棄物の混入防止、一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物の種類及び処理方法の周知を行う。

ス 有料化

住民や事業者が廃棄物処理施設に持ち込んだごみの処理については、ごみ処理手数料を徴しているが、ごみ集積所から収集するごみの有料化はしていない。ごみ処理の有料化は、排出量に応じた負担の公平性、住民の意識改革につながり、発生抑制に有効と考えられることから、今後、国のガイドライン並びに県内の動向を踏まえ検討していく。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 3-1 のとおりである。

令和 2 年度現在、地域においてごみの分別区分は概ね統一されているが、一部の品目では地区により異なっている。

このため、住民の負担の公平化や将来における新たな廃棄物処理施設の整備などの観点からも、地域全体でのごみの分別方法や取扱いの統一に向けた検討を行うものとする。

併せてごみの減量と資源回収量の向上のための検討を進めることにより、循環型社会の構築を総合的に推進するものとする。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

現在、事業系ごみは、事業者による自己搬入、または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することにより、廃棄物処理施設に搬入されている。搬入時の分別区分は、生活系ごみの分別区分に準じている。

今後は、事業者に対する減量化計画の策定指導、事業所への立ち入り検査などの排出抑制対策を講じることで、事業系ごみの削減、発生抑制・資源化への誘導を図っていく。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在は産業廃棄物の処理を行っていないが、平成 29 年度までは、一般廃棄物の処理に支障のない範囲で処理してきたところである。新設するエネルギー回収型一般廃棄物処理施設での処理については、施設での処理能力の余力などにに基づき今後検討する。

表3-1 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (令和元年度)										今 後 (令和9年度)									
一関市					平泉町					一関市					平泉町				
分別区分	処理方法	処理施設等 一次処理	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等 一次処理	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等 一次処理	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等 一次処理	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等 一次処理	処理実績 (トン)
燃やすごみ	焼却・埋立	舞川清掃センター	28,061	燃やすごみ	焼却・埋立	舞川清掃センター	1,749	燃やすごみ	焼却・埋立	エネルギード型一般廃棄物処理施設	23,744	燃やすごみ	焼却・埋立	エネルギード型一般廃棄物処理施設	1,482	燃やすごみ	焼却・埋立	エネルギード型一般廃棄物処理施設	1,482
粗大ごみ	破砕・焼却・埋立	または 東山清掃センター	1,361	粗大ごみ	破砕・焼却・埋立	花泉清掃センター	76	粗大ごみ	破砕・焼却・埋立	エネルギード型一般廃棄物処理施設	994	粗大ごみ	破砕・焼却・埋立	エネルギード型一般廃棄物処理施設	58	粗大ごみ	破砕・焼却・埋立	エネルギード型一般廃棄物処理施設	58
燃やさないごみ	破砕・埋立	花泉清掃センター	1,364	燃やさないごみ	破砕・埋立	または 東山清掃センター	89	燃やさないごみ	破砕・埋立	エネルギード型一般廃棄物処理施設	982	燃やさないごみ	破砕・埋立	エネルギード型一般廃棄物処理施設	64	燃やさないごみ	破砕・埋立	エネルギード型一般廃棄物処理施設	64
缶	分別・圧縮、売却	一関清掃センター	231	缶	分別・圧縮、売却	一関清掃センター	15	缶	分別・圧縮、売却	マテリアルリサイクル推進施設	217	缶	分別・圧縮、売却	マテリアルリサイクル推進施設	12	缶	分別・圧縮、売却	マテリアルリサイクル推進施設	12
びん	分別、売却	または 大東清掃センター	872	びん	分別、売却	一関清掃センター	79	びん	分別、売却	マテリアルリサイクル推進施設	752	びん	分別、売却	マテリアルリサイクル推進施設	65	びん	分別、売却	マテリアルリサイクル推進施設	65
ペットボトル	分別、売却	売却	210	ペットボトル	分別、売却	売却	12	ペットボトル	分別、売却	マテリアルリサイクル推進施設	190	ペットボトル	分別、売却	マテリアルリサイクル推進施設	11	ペットボトル	分別、売却	マテリアルリサイクル推進施設	11
プラスチック容器包装	分別、売却	売却	419	プラスチック容器包装	分別、売却	売却	28	プラスチック容器包装	分別、売却	マテリアルリサイクル推進施設	341	プラスチック容器包装	分別、売却	マテリアルリサイクル推進施設	22	プラスチック容器包装	分別、売却	マテリアルリサイクル推進施設	22
紙類	分別、売却	売却	1,050	紙類	分別、売却	売却	72	紙類	分別、売却	マテリアルリサイクル推進施設	938	紙類	分別、売却	マテリアルリサイクル推進施設	63	紙類	分別、売却	マテリアルリサイクル推進施設	63
廃小型家電	分別、売却	売却	7	廃小型家電	分別、売却	売却	1	廃小型家電	分別、売却	マテリアルリサイクル推進施設	7	廃小型家電	分別、売却	マテリアルリサイクル推進施設	1	廃小型家電	分別、売却	マテリアルリサイクル推進施設	1

※ 分別区分については、区分された廃棄物が具体的などのような廃棄物を指すかを別紙により説明

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の表 3-1 に示した今後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 3-2 のとおり必要な施設整備を行う。

表 3-2 整備する処理施設

事業 番号	整備施設種 類施設名	事業名	処理能力	設置 予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強 靱化	プラ要件 化の経過 措置の適 用事業
1	マテリアルリサイクル施設	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	16.6 t/5 時間	一関市弥栄字 一ノ沢地内	R 6～R 8 (R 6～R 12)	一関市 国土強 靱化地 域計画	○
2	エネルギー回収施設	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業	101 t/日	一関市弥栄字 一ノ沢地内	R 6～R 8 (R 6～R 12)	一関市 国土強 靱化地 域計画	○
3	最終処分場	新最終処分場整備事業	約 80,600m ³	一関市千厩町 千厩字北ノ沢地内	R 7～R 8 (R 7～R 9)	—	○

イ マテリアルリサイクル施設整備の理由

分別基準の統一と受入体制を整備し、更なる資源化を推進するため、既存施設の稼働年数を踏まえ、エネルギー回収施設と併せて同一敷地内に整備することが経済的であることから、一関清掃センター及び大東清掃センターを統廃合し、令和 12 年度の稼働開始を目処に、新たなリサイクル施設の建設を図るもの。

ウ エネルギー回収施設整備の理由

平成 25 年 11 月に策定された「県南地区ごみ処理広域化基本構想」に基づき、一関清掃センター及び大東清掃センターを統廃合し、令和 12 年度の稼働開始を目処に、新たな焼却施設の建設を図るもの。

エ 最終処分場整備の理由

舞川清掃センターの埋立終了予定時期が令和 8～11 年度、東山清掃センターが令和 6～9 年度であり、花泉清掃センターは令和 4 年度に埋立が終了しているため、残余容量が逼迫していることから、令和 9 年度の稼働開始を目処に、「県南地区ごみ処理広域化基本構想」に基づき、新たな最終処分場の整備を図るもの。

(4) 施設整備に係る計画支援に関するもの

(3)の施設整備に先立ち、表 3-3 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-3 実施する計画支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間	プラ要件化の経過 措置の適用事業
1	マテリアルリサイクル推進施設整備 (事業番号 1) に係る施設整備基本計画策定事業	施設整備基本 計画策定	R 4～R 5	○

	マテリアルリサイクル推進施設整備 (事業番号1)に係る用地測量調査事業	用地測量等	R 5	○
	マテリアルリサイクル推進施設整備 (事業番号1)に係る造成設計事業	造成設計	R 5～R 6	○
	マテリアルリサイクル推進施設整備 (事業番号1)に係る事業者選定アドバイザー事業	事業者選定アドバイザー	R 6～R 7	○
2	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備 (事業番号2)に係るPFI導入可能性調査事業	PFI導入可能性調査	R 3	○
	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備 (事業番号2)に係る用地測量調査事業	用地測量 地質調査等	R 3～R 5	○
	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備 (事業番号2)に係る環境影響評価事業	環境影響評価	R 3～R 6	○
	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備 (事業番号2)に係る造成設計事業	造成設計	R 4～R 6	○
	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備 (事業番号2)に係る事業者選定アドバイザー事業	事業者選定アドバイザー	R 6～R 7	○
3	新最終処分場整備 (事業番号3)に係る用地測量調査事業	用地測量 地質調査等	R 3～R 6	○
	新最終処分場整備 (事業番号3)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響 調査	R 5～R 6	○
	新最終処分場整備 (事業番号3)に係る基本設計事業	基本設計	R 3～R 4	○
	新最終処分場整備 (事業番号3)に係る実施設計事業	実施設計	R 6	○

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

行政において再生品の利用を率先して行い、無駄な消費をしないよう努める。

また、住民・事業者に対して再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品の購入などを呼びかけるとともに、エコマーク商品などの環境保全型商品、再生品の情報提供を行う。

イ 不法投棄対策

不法投棄は、山林や河川敷、道路脇、ごみ集積所などに多く行われるが、不法投棄の防止に向けて監視を行うことが大変困難であるため、現時点では不法投棄をなくす有効な手段は見つからず、苦慮している状況にある。

こうした状況の中で、構成市町では不法投棄・ポイ捨ての多発場所への看板の設置、巡回パトロールなどを行い、不法投棄の防止に向けて住民・事業者・構成市町が一体となった不法投棄の未然防止体制の構築に努める。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

一関市においては策定した災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理を行う。

平泉町においては現在災害廃棄物対策指針および岩手県災害廃棄物対応方針に基づき災害廃棄物処理計画の策定予定である。災害時には一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定等に基づいた広域処理等により災害廃棄物の処理を行う。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

添 付 書 類

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

1 地域概要

(1) 地域名	一関地区広域行政組合地域	(2) 地域内人口	121,857人	(3) 地域面積	1319.81km ²
(4) 構成市町村等名	一関市、平泉町、一関地区広域行政組合	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：一関市、平泉町 設置年月日：平成18年4月1日設立				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目 標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	11,562	11,416	11,361	10,299	9,861	8,253
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.90	1.95	1.89	1.72	1.65	1.43
	生活系 総排出量(トン)	27,320	26,455	26,157	26,026	25,835	21,690
	1人当たりの排出量(kg/人)	185	182	183	185	188	177
再生利用量	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	38,882	37,871	37,518	36,325	35,696	29,943
	直接資源化量(トン)	3,314	3,125	3,129	3,109	2,932	2,619
	総資源化量(トン)	5,812	5,531	5,498	6,285	6,192	5,422
エネルギー回収量	(年間の発電電力量 MWH)	-	-	-	-	-	10,974
	(年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	7,388
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	29,278	28,608	28,354	27,319	27,014	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	5,778	5,665	5,486	4,490	4,163	2,928

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

平成30年度に策定した一般廃棄物処理基本計画では、令和元年度から令和10年度までに住民一人当たりの可燃ごみの排出量を5%削減することを目標としていることから、この目標値を基本として令和9年度の達成目標を地域計画における令和9年度の目標値と定めた。
 なお、次期一般廃棄物処理基本計画策定時にも、同様の考え方で計画することとしている。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
リサイクルセンター	一関清掃センター	一関地区広域行政組合	手選別、圧縮・破砕 選別方式	33t/5時間	H14.11	R12.7	未定	(想定される浸水深0m)	
リサイクルセンター	大東清掃センター	一関地区広域行政組合	手選別、圧縮・破砕 選別方式	18t/5時間	H11.8	R12.7	未定	(想定される浸水深0m)	
ごみ焼却施設	一関清掃センター	一関地区広域行政組合	全連続式	150t/日	S56.3	R12.7	未定	(想定される浸水深0m)	
ごみ焼却施設	大東清掃センター	一関地区広域行政組合	全連続式	80t/日	H11.8	R12.7	未定	(想定される浸水深0m)	
最終処分場	舞川清掃センター	一関地区広域行政組合	サンドイッチセル方式	155,666㎡	H10.3	R12.3	未定	(想定される浸水深0m)	
最終処分場	花泉清掃センター	一関地区広域行政組合	サンドイッチセル方式	31,035㎡	S63.7	R7.3	未定	(想定される浸水深0m)	
最終処分場	東山清掃センター	一関地区広域行政組合	サンドイッチセル方式	120,447㎡	S58.3	R10.3	未定	(想定される浸水深0m)	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有 無及び解体施設の名称	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック等商品 化を実施するための 施設整備事業	備考
リサイクルセンター	マテリアルリサイクル 推進施設	一関地区広域行政組合	手選別、圧縮・破砕 選別方式	16.6t/5時間	R12.7	施設統合による新設	未定		(想定される浸水深0m)	-	
ごみ焼却施設	エネルギー回収型 一般廃棄物処理施設	一関地区広域行政組合	全連続式	101t/日	R12.7	施設統合による新設	未定		(想定される浸水深0m)	-	
最終処分場	新最終処分場	一関地区広域行政組合	サンドイッチセル方式	約80,600㎡	R10.3	埋立終了及び 施設統合による新設	未定		(想定される浸水深0m)	-	

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考
				開始	終了	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
○マテリアルリサイクル等に関する事業						1,216,000			23,100	46,200	1,146,700	1,090,639			14,697	29,395	1,046,547	
						1,216,000			23,100	46,200	1,146,700	1,090,639			14,697	29,395	1,046,547	
	1	一関地区広域行政組合	16.6 t/5h	R6	R8	1,216,000			23,100	46,200	1,146,700	1,090,639			14,697	29,395	1,046,547	
○エネルギー回収等に関する事業						5,457,859			207,900	415,800	4,834,159	4,055,020			132,275	264,550	3,658,195	
						5,457,859			207,900	415,800	4,834,159	4,055,020			132,275	264,550	3,658,195	
	2	一関地区広域行政組合	101 t/d	R6	R8	5,457,859			207,900	415,800	4,834,159	4,055,020			132,275	264,550	3,658,195	
○最終処分に関する事業						3,094,883				1,031,628	2,063,255	2,369,130				789,710	1,579,420	
						3,094,883				1,031,628	2,063,255	2,369,130				789,710	1,579,420	
	3	一関地区広域行政組合	80,600 m ³	R7	R8	3,094,883				1,031,628	2,063,255	2,369,130				789,710	1,579,420	
○施設整備に関する計画支援事業						368,749	41,762	79,187	173,726	21,339		357,044	40,260	79,187	167,302	21,339		
	1	一関地区広域行政組合		R4	R7	26,747		10,146	12,013	4,588		26,747			12,013	4,588		
	2	一関地区広域行政組合		R3	R7	183,787	23,415	54,960	56,673	16,751		181,079	21,913	54,960	56,673	16,751		
	3	一関地区広域行政組合		R3	R6	158,215	18,347	24,227	105,040			149,218	18,347	24,227	98,616			
合 計						10,137,491	41,762	79,187	404,726	1,514,967	8,044,114	7,871,833	40,260	79,187	314,274	1,104,994	6,284,162	

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	一関地区広域行政組合
(2) 施設名称	マテリアルリサイクル推進施設
(3) 工期	令和6年度～令和8年度 (全体：令和6年度～令和12年度)
(4) 施設規模	処理能力 16.6 t /5 時間（予定）
(5) 処理方式	手選別、圧縮・破砕選別方式
(6) 地域計画内の役割	一関清掃センターと大東清掃センターのリサイクル施設を統合することで、 ごみ処理の効率化、有効利用を促進する。
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 無
(8) 総事業計画額	1,216,000 千円（全体：5,202,502 千円） うち、交付対象事業費 1,090,639 千円（全体：4,736,407 千円）

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	一関地区広域行政組合
(2) 施設名称	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設
(3) 工期	令和6年度～令和8年度 (全体：令和6年度～令和12年度)
(4) 施設規模	処理能力 101 t/日 (50.5 t/日×2炉) (予定)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式 ストーカー炉又は流動床炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 ⑦ (発電効率 18%) ・ 無 2. 熱回収の有無 ⑦ (熱利用率 未定) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	一関清掃センターと大東清掃センターのごみ焼却施設を統合することで、ごみ処理の効率化、有効利用を促進する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	⑦ 無
(9) 総事業計画額	5,457,859 千円 (全体：21,340,726 千円) うち、交付対象事業費 4,055,020 千円 (全体：16,102,030 千円)

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	一関地区広域行政組合		
(2) 施設名称	新最終処分場		
(3) 工期	令和7年度～令和8年度 (全体：令和7年度～令和9年度)		
(4) 処理場面積、容積	総面積 未定	埋立面積 未定	埋立容積 80,600 m ³
(5) 処理開始年度 及び終了年度	埋立開始 令和9年度 埋立終了 令和23年度		
(6) 跡地利用計画	未定		
(7) 地域計画内の役割	舞川清掃センター、花泉清掃センター及び東山清掃センターの最終処分場を統合することで、ごみ処理の効率化を促進する。		
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 ☐ 無 ☒		
(9) 総事業計画額	3,094,883 千円（全体：5,158,137 千円） うち、交付対象事業費 2,369,130 千円（全体：3,948,550 千円）		

【参考資料様式 7】

計 画 支 援 概 要

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	一関地区広域行政組合				一関地区広域行政組合		
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備のため				エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備のため		
(3) 事業名称	マテリアルリサイクル推進施設整備に係る施設整備基本計画策定事業	マテリアルリサイクル推進施設整備に係る用地測量調査事業	マテリアルリサイクル推進施設整備に係る造成設計事業	マテリアルリサイクル推進施設整備に係る事業者選定アドバイザー事業	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備に係る P F I 導入可能性調査事業	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備に係る用地測量調査事業	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備に係る環境影響評価事業
(4) 事業期間	令和4年度～令和5年度	令和5年度	令和5年度～令和6年度	令和6年度～令和7年度	令和3年度	令和3年度～令和5年度	令和3年度～令和6年度
(5) 事業概要	施設整備基本計画策定	用地測量等	造成設計	事業者選定アドバイザー	P F I 導入可能性調査	用地測量 地質調査等	環境影響評価

(6) 総事業計画額	7,831 千円 うち、交付対象事業費 7,831 千円	2,175 千円 うち、交付対象事業費 2,175 千円	8,399 千円 うち、交付対象事業費 8,399 千円	8,342 千円 うち、交付対象事業費 8,342 千円	3,463 千円 うち、交付対象事業費 3,463 千円	22,721 千円 うち、交付対象事業費 22,721 千円	95,754 千円 うち、交付対象事業費 93,046 千円
------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

(1) 事業主体名	一関地区広域行政組合		一関地区広域行政組合			
(2) 事業目的	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備のため		新最終処分場整備のため			
(3) 事業名称	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備に係る造成設計事業	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備に係る事業者選定アドバイザー事業	新最終処分場整備に係る用地測量調査事業	新最終処分場整備に係る生活環境影響調査事業	新最終処分場整備に係る基本設計事業	新最終処分場整備に係る実施設計事業
(4) 事業期間	令和4年度～令和6年度	令和6年度～令和7年度	令和3年度～令和6年度	令和5年度～令和6年度	令和3年度～令和4年度	令和6年度
(5) 事業概要	造成設計	事業者選定アドバイザー	用地測量 地質調査等	生活環境影響調査	基本設計	実施設計

(6) 総事業計画額	31,393 千円 うち、交付対象事業費 31,393 千円	30,456 千円 うち、交付対象事業費 30,456 千円	32,066 千円 うち、交付対象事業費 32,066 千円	26,505 千円 うち、交付対象事業費 19,342 千円	24,227 千円 うち、交付対象事業費 24,227 千円	75,417 千円 うち、交付対象事業費 73,583 千円
------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

添付資料1 対象地域図

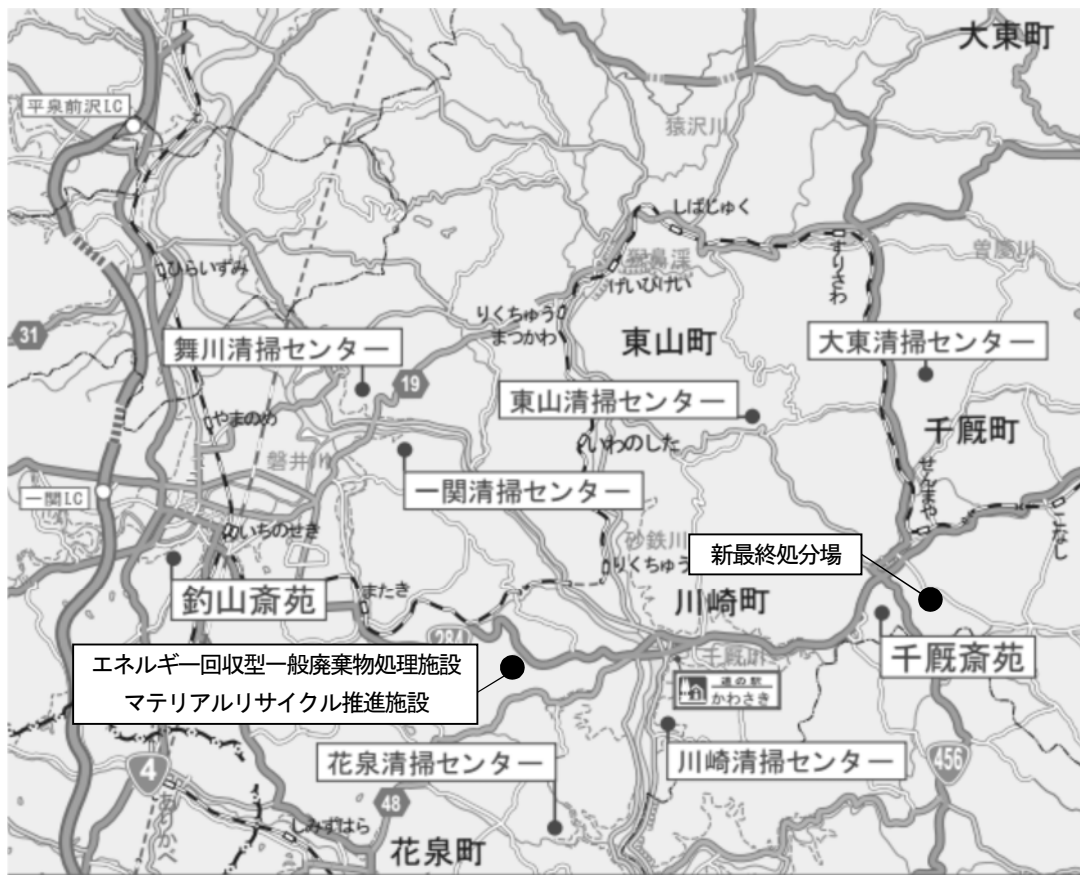


図1-1 現況施設と新設施設の位置図

表1-1 現況施設の概要

施設名	所在地	施設の種別	処理能力または埋立容量	竣工年月
一関清掃センター	一関市狐禅寺字草ヶ沢36番地41	ごみ焼却施設	150t/日 (75 t /24h/2炉)	昭和56年 3 月
		リサイクルプラザ	33t/5h	平成14年11月
		第1し尿処理施設	80kL/日	昭和52年 3 月
		第2し尿処理施設	80kL/日	昭和60年 7 月
大東清掃センター	一関市大東町摺沢字南長者101番地1	ごみ焼却施設	80t/日 (40 t /24h/2炉)	平成11年 8 月
		粗大ごみ処理施設	18t/5h	平成11年 8 月
川崎清掃センター	一関市川崎町薄衣字石船渡133	し尿処理施設	100kL/日	平成 7 年 3 月
舞川清掃センター	一関市舞川字河岸101番地2	最終処分場	155,666m ³	平成10年 3 月
花泉清掃センター	一関市花泉町金沢字滝ノ沢40番地4	最終処分場	31,035m ³	昭和63年 7 月
東山清掃センター	一関市東山町松川字吉兆所52番地1	最終処分場	120,447m ³	昭和58年 3 月

表1-2 新設施設の概要

施設名	所在地	施設の種別	処理能力または埋立容量	竣工年月
エネルギー回収型一般廃棄物処理施設	一関市内	ごみ焼却施設	101t/日	令和12年 7 月
マテリアルリサイクル推進施設	一関市内	リサイクルセンター	16.6t/5時間	令和12年 7 月
新最終処分場	一関市内	最終処分場	約80,600m ³	令和10年 3 月

添付資料2 分別区分説明資料

表2-1 ごみの分別区分（令和元年度）

ごみ集積所に出せるごみ		
分別区分		主な品目
資源ごみ	缶	ジュース缶、酒、食品、スプレー缶（カセットコンロ用、ヘアスプレーなど）
	びん	飲料水、食品、酒類、ドリンク、化粧品類
	ペットボトル	—
	プラスチック製 容器包装	ポリ袋、パック類、外装フィルム、ボトル類、カップ類、トレイ類、ふた類、緩衝材類、ネット類
	紙 類	新聞紙（折り込みチラシを含む。）、飲料用紙パック（牛乳、ジュース用）、雑誌（菓子箱、カタログ、パンフレット、包装紙）、ダンボール
燃やせないごみ	小型家庭用品	バケツ・洗面器、ハンガー、ポリタンク、カバン、おもちゃ、ペン類
	小型家電用品	扇風機、CD・MD・DVD・フロッピーディスク及びそのケース、炊飯器・ラジカセ、ファンヒーター、乾電池
	金属類	なべ、やかん、かさ、スプーン・フォーク、油や塗料の缶、おたま、鉄塊類、スプレー缶
	陶器・ガラス・刃物類	蛍光灯・電球、刃物、カミソリ、陶器・ガラス、油のびん
燃やすごみ	生ごみ	—
	紙	おむつ、紙くず
	木くず	—
	ゴム・布・革など	くつ、ゴム手袋、ござ、衣類
	その他	バラ（仕切り）、歯ブラシ、レトルトパック、たれ・かやく袋、ビデオテープ・カセットテープ及びそのケース、チューブ類、ライター

拠点回収するごみ（市民センター、公民館、図書館に常設設置のボックスで回収）	
分別区分	主な品目
廃小型家電	電話機、携帯電話、デジタルカメラ、ノートパソコン、カーナビ、ラジオ、電卓、ビデオテープレコーダ、ゲーム機、電子書籍端末

ごみ集積所に出せないごみ（清掃センターに持ち込めるごみ）	
分別区分	主な品目
粗大ごみ	タイヤ・ホイール、バイク（50cc 未満）、机、箆、ソファ（スプリング入りを除く）、テーブル、絨毯、畳、布団、自転車、スコップ
パソコン（資源有効利用促進法対象機器）	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ディスプレイ一体型パソコン、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ

清掃センターで処理できないごみ		
分別区分		主な品目
家電リサイクル法対象機器		テレビ（ブラウン管式、薄型）、冷蔵庫（ワインセラー含む）、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン
その他の処理できないごみ	爆発性、火災発生の危険のあるごみ	ガスボンベ、塗料、消火器、ガソリン・灯油、オイル
	有害性のごみ	バッテリー、農薬・劇薬、体温計、注射針・点滴針
	焼却、破碎不適なごみ	スプリング入りベッドマット、コイル、ブロック、自動車、石こうボード・断熱材、農業用資材

添付資料3 目標の設定に関するグラフ等

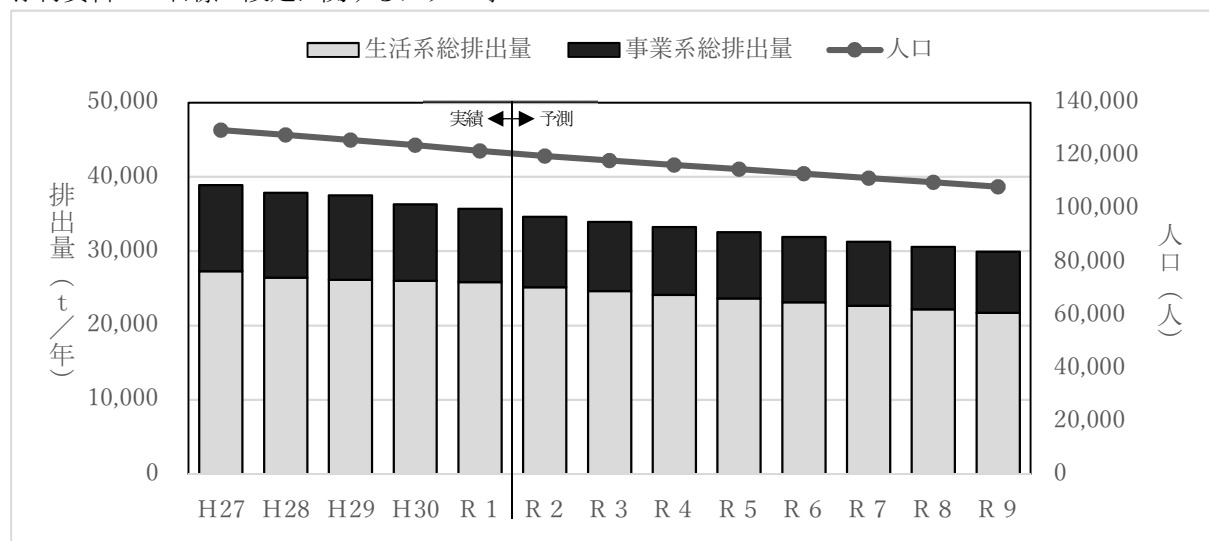


図3-1 ごみ排出量及び人口の推移

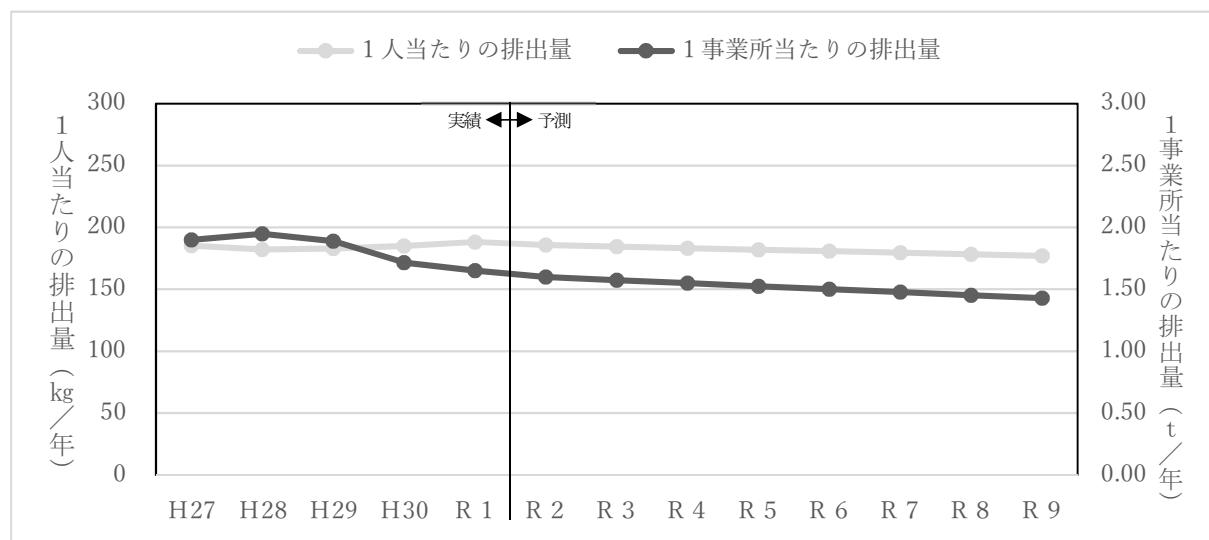


図3-2 1人当たり排出量及び1事業所当たり排出量の推移

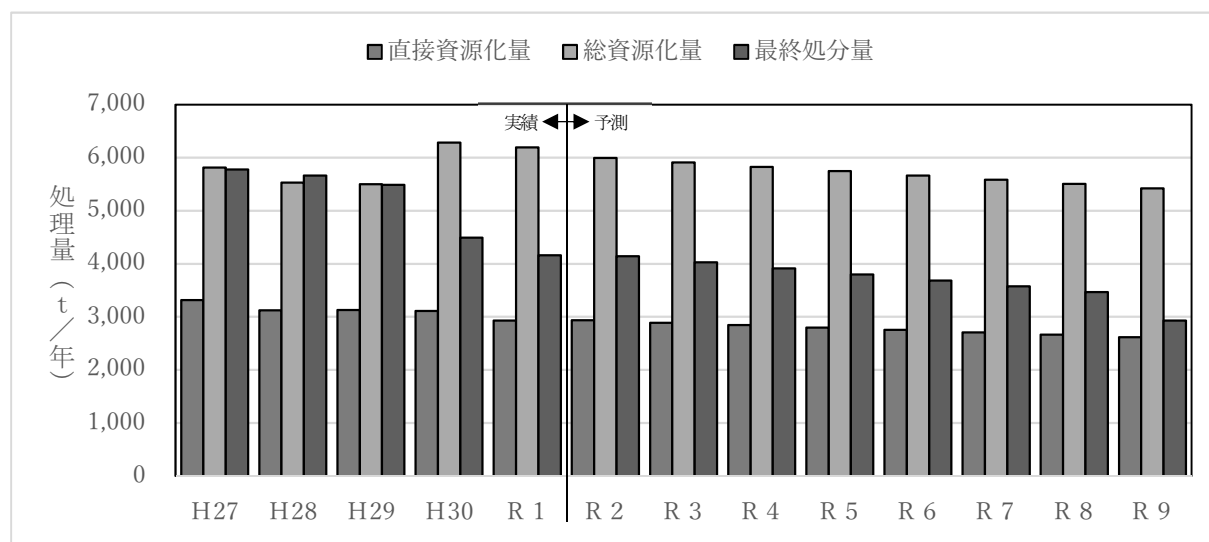
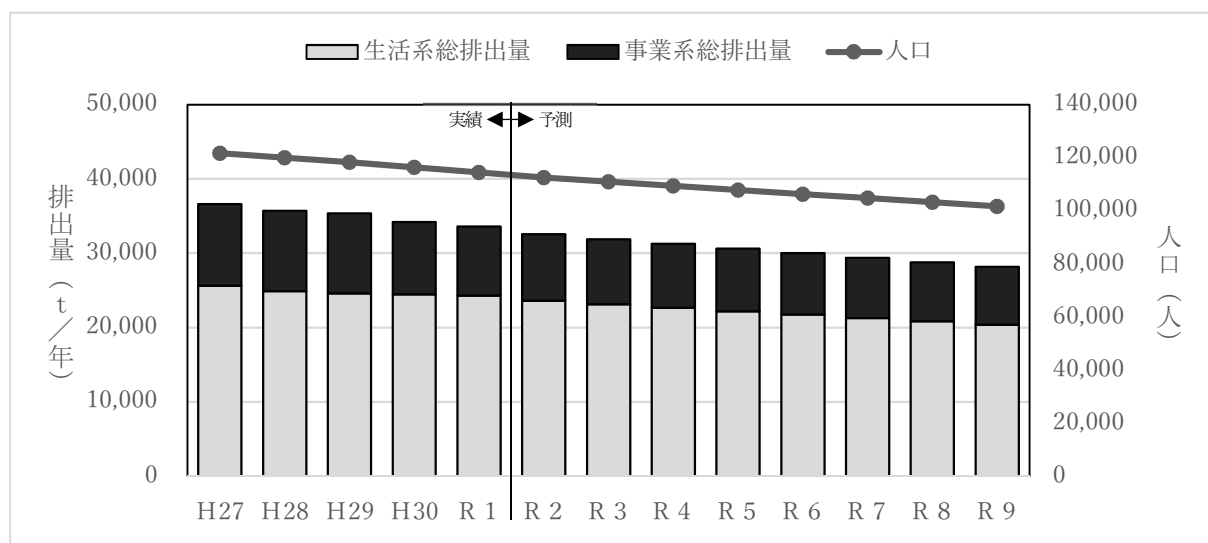
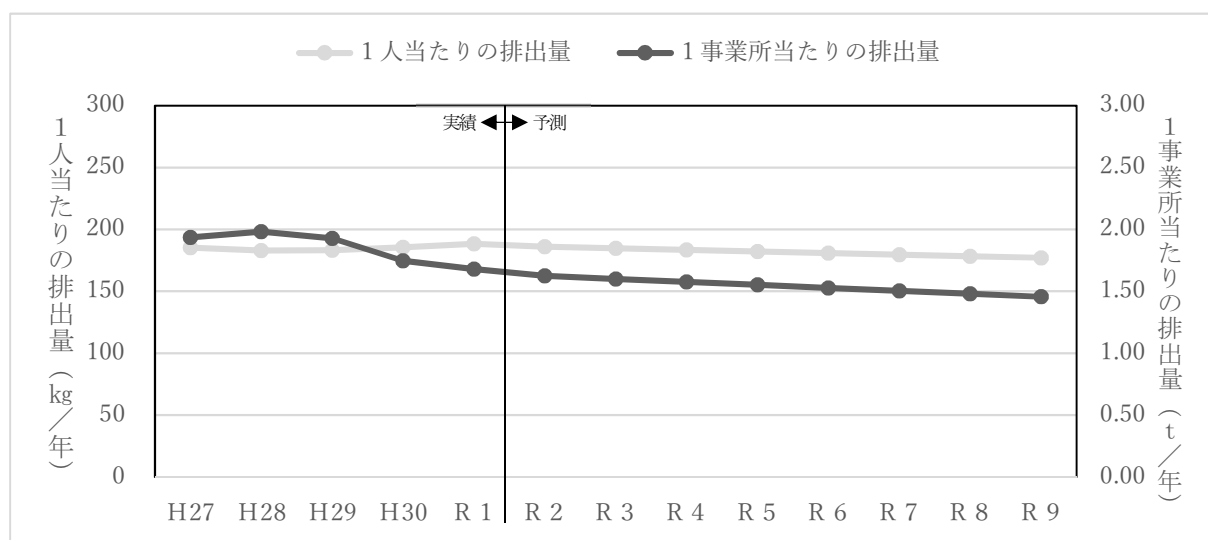


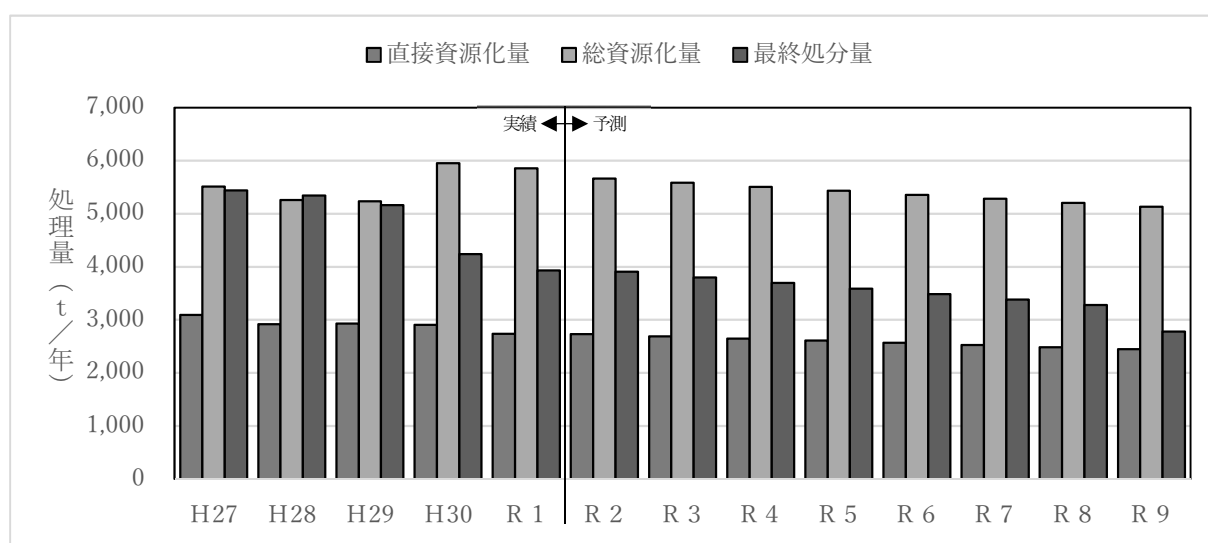
図3-3 ごみ処理量の推移



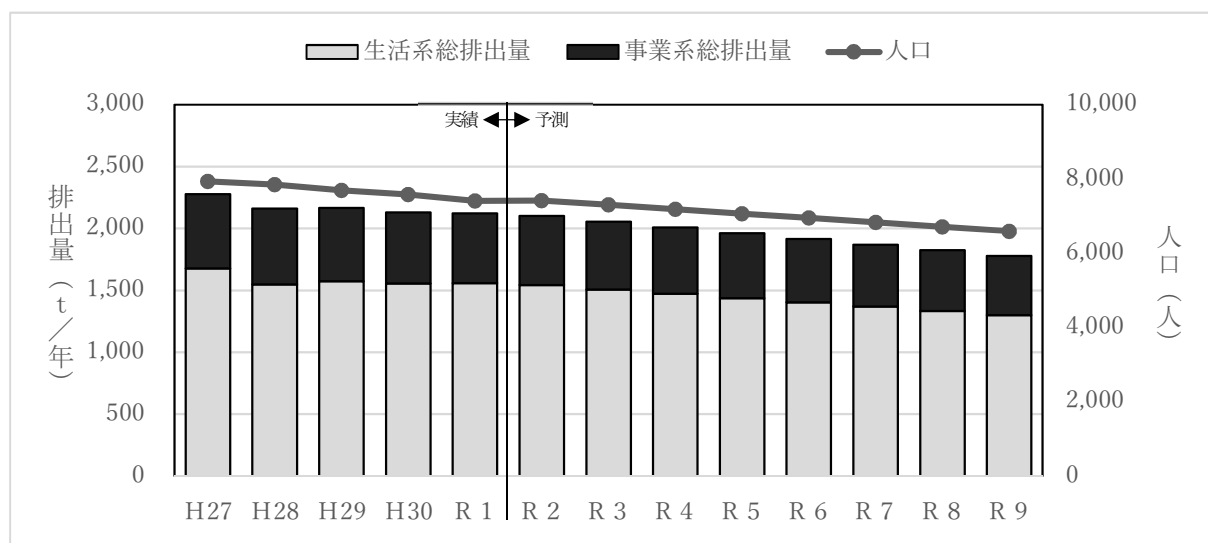
<参考> 一関市のごみ排出量及び人口の推移



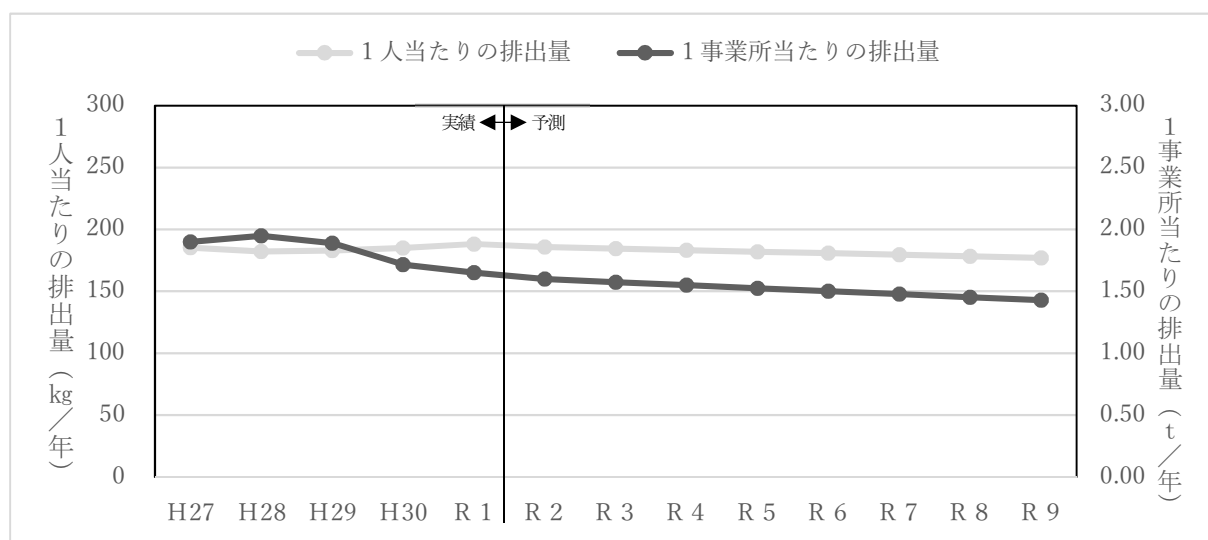
<参考> 一関市の1人当たり排出量及び1事業所当たり排出量の推移



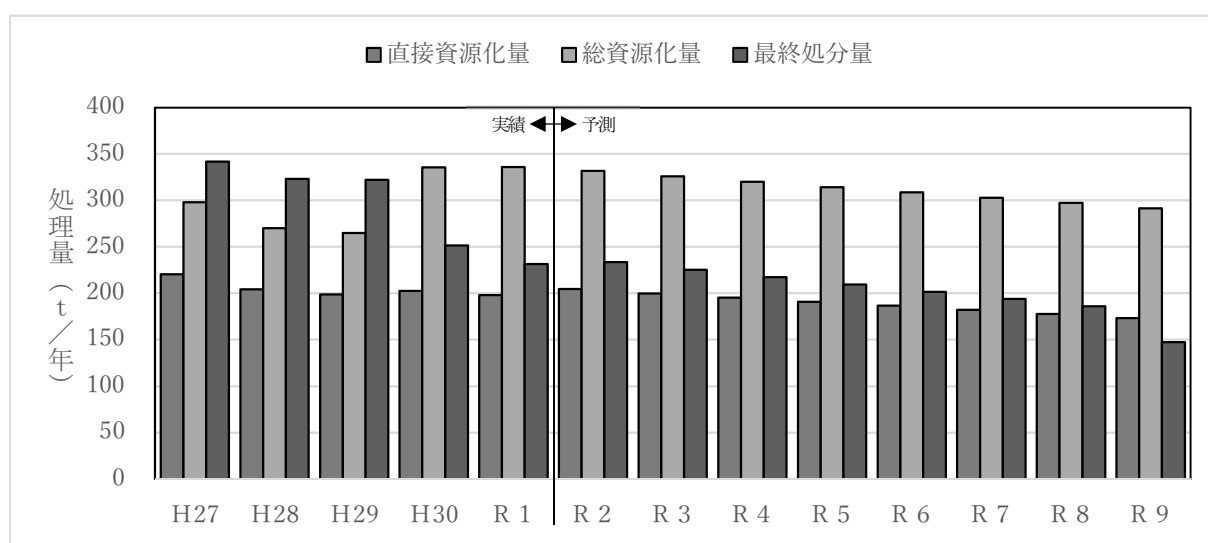
<参考> 一関市のごみ処理量の推移



<参考> 平泉町のごみ排出量及び人口の推移



<参考> 平泉町の1人当たり排出量及び1事業所当たり排出量の推移



<参考> 平泉町のごみ処理量の推移